

益城町保健福祉センター条例(平成25年3月13日条例第11号)

最終改正:平成26年3月12日条例第4号

改正内容:平成26年3月12日条例第4号[平成26年4月1日]

(設置)

第1条 住民の健康の増進、福祉活動の推進及び生涯学習の振興を図るため、益城町保健福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
益城町保健福祉センター	益城町大字惣領1470番地

(施設の構成等)

第3条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 保健福祉センター
- (2) 益城町公民館条例(昭和39年益城町条例第7号。以下「公民館条例」という。)第3条に規定する益城町公民館広安分館(業務)

第4条 センターは、次の業務を行うものとする。

- (1) 住民の健康増進、母子保健、介護予防等の保健福祉に関すること。
- (2) 住民の自主的な保健福祉活動等に関すること。
- (3) 住民の生涯学習の推進、生きがいづくりの活動支援及びその場の提供に関すること。
- (4) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(関係条例)

第5条 第3条第2号の施設の管理運営については、公民館条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(使用許可)

第6条 センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に際して必要な条件を付することができる。

(使用制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設等の使用を許可しない。

- (1) センターの設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 町長は、第6条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、センターの施設等の使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 虚偽その他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。

2 前項の規定による許可の取消し等によって使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により使用を中止し、又は使用することができないとき。
- (2) 使用者が、使用開始前に許可の取消しを申し出て、町長がこれを認めたとき。
- (3) 町の都合により、使用許可を取り消したとき。

(使用料の減免)

第10条 町長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(損害賠償)

第11条 センターの施設等を損傷し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。